



ページ番号
1002703

磐田市公共施設等 総合管理計画

資産経営課
(本庁舎4階)

☎ 0538-37-4804
FAX 0538-37-4876

若い世代に安心できる施設を残す

公共施設の老朽化が進んでいます

市では昭和40年代から50年代にかけて多くの公共施設を整備しており、現在において市が保有する公共施設などは、768施設、建物の延べ床面積は57万6340㎡であり、このうち、整備後30年以上経過した建物は、63・8%にも上ります。

これらの施設が一斉に更新時期を迎えようとするともに、人口減少や少子高齢化に伴い税収が減少する厳しい財政状況において、今ある施設のすべてを同じ規模で建て替えることは不可能であると考えています。令和4年3月に改訂した「公共施設等総合管理計画」では、これからの公共施設マネジメントを推進する上で必要な財源を確保できる仕組みづくり、保有施設数の縮減、長寿命化などの3つの見直し方針を定めています。

基本目標達成のための3つの見直し方針

I 「財産管理」の見直し

無駄を省き、運営費などの最適化を図り、効率的・効果的な施設などの管理に努めます。

① 情報一元管理と全庁的な取組体制の構築

② 財源の確保

II 「質」の見直し

施設などができる限り長持ちさせるとともに、機能、サービスなどの「質」を向上させる取り組みを進めます。

① 公共施設などの長寿命化

② 民間活力を活用した公共施設の質の改革

③ ユニバーサルデザイン化の推進

④ 脱炭素化の取組

III 「量」の見直し

施設数やスペース(延床面積など)を見直し、人口や財源の規模に見合った最適な施設量への調整を進めます。

① 新規施設設置における総合判断の実施

② 総量圧縮と規模最適化(重複・余剰施設・機能の整理、合理化、複合化)

これからの公共施設などの管理について
持続可能な財政運営を行うため、施設の削減や延べ面積を縮減するとともに、長寿命化計画などに沿って進めていくことを基本とします。

磐田市役所も長寿命化
建設から50年が経ち、外壁や給排水管が老朽化した市役所本庁舎も改修を繰り返し、長く安心して使っていたただける施設にしていきます。

インフラ資産の更新費用

令和37年度までに約2,923億円
年間約73億円の更新費用

長寿命化対策などにより
年間約39.6億円の
削減見込み

公共建築物の更新費用

令和37年度までに約2,489億円
年間約62億円の更新費用

長寿命化対策などにより
年間約9.8億円の
削減見込み



トイレも生まれ変わりました
本庁舎のトイレも新しく生まれ変わりましたので、ぜひご利用ください。



現在の磐田市役所

外壁再塗装

屋上防水

給排水配管

耐震補強

Uターン就職を

全力で応援します

磐田市で働きたいあなたを徹底サポート

経済観光課
(西庁舎1階)

☎ 0538-37-4819

FAX 0538-37-5013

磐田市就活公式LINE
アカウント登録のご案内LINEに登録するだけで就職相談から企業などの
情報収集、イベントの参加申し込みができます。▲学生向け
(新卒・既卒 3年以内向け)

▲求職者向け



▲保護者向け

市では、市内企業と学生・求職者との就職マッチングを支援する「磐田市Uターン就職・地元定着促進事業」を実施しています。
新卒学生から中途採用人材などの求職者までを対象に、就活のイベントから就活情報専用サイトやLINE、就活サポーターなど就職活動に役立つ情報などを提供しています。

○ いわた就活サポーター

市内企業に勤務するおおむね入社5年以内の先輩社員に、就職活動の不安や悩みに関する相談や県西部地域で働く・暮らす魅力などを直接聞くことができます。

先輩社員の就活体験談や実際に働いてみた“ホンネ”が聞けます！



▲専用サイト

○ 磐田市就活情報専用サイト「磐田 de」

就職イベント情報のほか、市内企業のインターンシップ情報・採用情報などを提供しています。また、気になる企業への問い合わせ機能などもあります。



▲専用サイト

○ Uターン就職した方の奨学金返済を支援

高等学校卒業後に進学のために県外に転出し、就職のために磐田市内に転入した方を対象に、大学等在学中に借り入れた奨学金の返済について、一部補助しています。



▲ホームページ



個人市県民税の改正

市民税課
(本庁舎1階)

☎ 0538-37-4826

FAX 0538-33-7715

個人市県民税の改正点についてお知らせします

令和6年度個人市県民税の定額減税

令和6年度税制改正により、令和6年度個人市県民税の定額減税が実施されます。徴収方法によって、減税の実施方法が異なりますのでご注意ください。

対象者

・納税者の合計所得金額が1805万円以下の方

※ただし、個人住民税が非課税または個人住民税均等割のみ課税となる方、税額控除により減税前に所得割額がゼロとなる方は対象外

定額減税額

次の金額の合計額を控除します。なお、合計額が所得割額を超える場合は、所得割額を限度とします。



※定額減税の対象とならない方は、例年どおり12月月に分割して徴収します

減税方法

① 給与特別徴収（給与から天引き）

6月分は徴収せず、定額減税の額を控除した後の税額を、7月から令和7年5月までの11月月に分割して徴収します

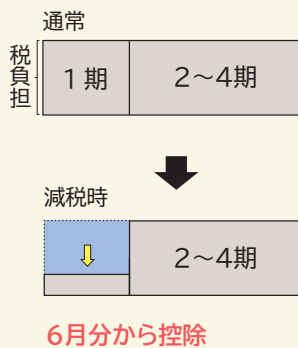
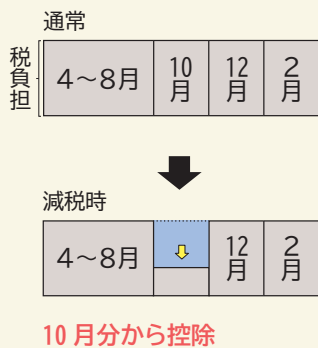
① 納税者本人 1万円

② 控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く） 1人につき1万円

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の場合、令和7年度分の個人住民税の所得割額から1万円を控除

③ 年金特別徴収（年金から天引き）

定額減税額を10月分から減税します。10月分から減税しきれない場合は、12月分の税額から順に控除します



その他

次の算定の基礎となる令和6年度分の所得割額は、定額減税前の所得割額で計算を行います。

- ・ふるさと納税の特例控除額の限度額
- ・年金特別徴収の翌年度仮徴収税額（令和7年4月、6月、8月）

森林環境税の創設

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されました。

令和6年度より国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、個人住民税の均等割と併せて年間1000円が課税されます。

なお、東日本大震災を教訓とする地方公共団体の防災のための施策財源として、均等割額に1人年額1000円が課税されていましたが、こちらは令和5年度で終了となります。

その他の改正について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲ホームページ

大地震に備えて家庭の耐震対策をしましょう

各種補助をご活用ください

建築住宅課
(西庁舎2階)

☎ 0538-37-4899

FAX 0538-33-2050

各種補助制度の拡充内容

能登半島地震後、補助申請や相談が増えています。市民の皆さんの防災意識の高まりを受け、一層の耐震化を図るため、次の3つの補助制度を拡充しました。



「木造住宅移転事業」の創設

対象

木造住宅解体の補助制度を使い、耐震性のある住宅に住み替える高齢者世帯の方

補助額

移転（引っ越し）費用と限度額10万円のうち少ない金額

耐震シエルター・防災ベッドの補助

対象

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の総合評点が1.0未満の住宅に設置するもの

補助額

設置費用と限度額のいずれか少ない金額

耐震シエルター

- ・一般世帯 限度額20万円
- ・高齢者世帯など 限度額25万円

防災ベッド

限度額30万円

ブロック塀などの撤去・建て替えの補助

撤去・建て替えの補助

ブロック塀などの倒壊が、通行人への危害や緊急車輛の通行に支障とならないようにするため、撤去や建て替えを行う場合の費用の一部を助成します。

ブロック塀などの撤去・建て替えの補助

事業	対象		補助基準額 ※工事費用と下記金額のいずれか少ない方	補助率
	工事内容	道路		
撤去	4段積み以上の危険なブロック塀などの撤去	緊急輸送路	撤去する塀の長さ (延) × 19,980円	2/3
		避難路※ 小中学校の通学路	撤去する塀の長さ (延) × 9,200円	1/2
建て替え	上記の塀を撤去後 安全な塀への建て替え	緊急輸送路	建て替える塀の長さ (延) × 58,380円	2/3
		小中学校の通学路	建て替える塀の長さ (延) × 47,600円	1/2

※これまで設定されていた敷地限度額を廃止しました

※住宅などから避難所や避難地などへ至る道路

家庭内の家具固定

近年の地震による負傷者の30〜50%は、家具類の転倒などが原因です。

①家具の配置を確認しましょう

寝室や子ども部屋、高齢者の部屋、避難経路に大きな家具を置いていると非常に危険です

②L字金具で家具の固定をしましょう

- ・L字金具で固定するときのポイント
- ・家具は、壁・床の柱や間柱に固定する
- ・家具の両端に2個以上で固定する
- ・壁と家具の幅が合わないときは、板を挟んで調整する

家庭内の家具固定の補助

対象

市内在住の方

※借家の場合、事前に貸主の許可が必要

自己負担額（家具1点あたり）

- ・一般世帯 2千円
- ・要配慮者世帯 無料

※一般世帯、要配慮者世帯ともに、4

点以上は1点につき5,500円

申込期間

6月3日(月)〜7月31日(水) (土・日・

祝日を除く) に申込書を危機管理課

へ提出してください。(電話申込可)

※予算額に達し次第、終了となります。

補助内容の詳細は、危機管理課(防

災センター2階 ☎ 37-2116

FAX 32-0177) へお問い合わせくだ

さい(ページ番号1006561)



地域包括支援センター

ここに

福祉政策課
(iプラザ3階)

☎ 0538-37-4831
FAX 0538-37-6495

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターの相談の中には、心身状態が悪化して、深刻になってからの相談が増えています。

改善の可能性があると考えられるフレイル（心身の状態に支障が出始めた人）などの方が、元の暮らしを取り戻すことができるように、早めに気づいて、専門機関に相談することが大切です。

「年のせいで諦めず、相談ください」
下記の基本チェックリストで①～⑦に1つでも該当した方は、生活機能などに低下の恐れがある方です。地域包括支援センターでは、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、資格を持った専門の職員が市民の皆さんのさまざまな相談に応じています。早めに相談してみましょう。



センター名	ところ	担当中学校区	電話番号
城山・向陽地域包括支援センター	見付交流センター 駐車場内	城山・向陽	☎ 36-4865
中部地域包括支援センター	iプラザ1階	磐田第一・神明	☎ 37-1060
南部地域包括支援センター	急患センター1階	南部	☎ 36-8900
豊岡地域包括支援センター	豊岡支所1階	豊岡	☎ 0539-63-0500
豊田地域包括支援センター	アミューズ豊田内	豊田・豊田南	☎ 36-1300
竜洋地域包括支援センター	竜洋支所1階	竜洋	☎ 66-9221
福田地域包括支援センター	福田支所1階	福田	☎ 58-3242

- 基本チェックリスト -

現在の状態についてチェックしてみましょう

No	質問項目	はい	いいえ
1	バスや電車で一人で外出していますか		★
2	日用品の買い物をしていますか		★
3	預貯金の出し入れをしていますか		★
4	友人の家を訪ねていますか		★
5	家族や友人の相談にのっていますか		★
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか		★
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか		★
8	15分くらい続けて歩いていますか		★
9	この1年間に転んだことがありますか	★	
10	転倒に対する不安は大きいですか	★	
11	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	★	
12	BMIが18.5未満ですか（体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)）	★	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	★	
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	★	
15	口の渇きが気になりますか	★	
16	週に1回以上は外出していますか		★
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	★	
18	周りの人から物忘れがあるとされますか	★	
19	電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか		★
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	★	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	★	
22	(ここ2週間) これまでに楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	★	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうだ	★	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	★	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	★	

チェックした箇所の★の数

- ① 1～20の★の数が10個以上の方
全体的な生活機能の低下について心配があります。
- ② 6～10の★の数が3個以上の方
足腰の筋力の低下について心配があります。
- ③ 11～12の★の数が2個の方
低栄養について心配があります。
- ④ 13～15の★の数が3個の方
口腔機能の低下について心配があります。
- ⑤ 16に★がある方
閉じこもりによる、社会交流や活動量の低下について心配があります。
- ⑥ 18～20に★が1個以上ある方
認知機能の低下について心配があります。
- ⑦ 21～25に★が2個以上ある方
こころの健康状態について心配があります。

固定資産税の

実地調査を実施

調査へのご理解とご協力を

市職員による実地調査

固定資産の適正な評価および公平な課税を確保するため、土地・家屋・償却資産の実地調査を行っています。

市職員が調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

※調査には、「固定資産評価補助員証」を携帯した職員が伺います

調査期間／通年

対象地域／市内全域

調査方法

土地・家屋

道路からの外観調査です。市内全域を巡回しながら、土地・家屋の現況と課税状況に相違がないかを調査します。

また、令和6年1月2日以降に分筆・合筆された土地や利用状況に変更があった土地、家屋の取り壊しや用途変更などを確認します。

償却資産

申告内容の確認のため、事前に連絡の上、固定資産台帳などの提出をお願いする場合があります。

詳細な実地調査（土地・家屋）のお願い

道路から見えない部分や、土地・家屋の利用状況と課税状況に相違がある場合は、立ち入り調査をさせていただきますことがあります。

また、新築（増築）家屋は完成後、事前に連絡の上、現地に伺い調査をさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。



資産税課
(本庁舎1階)

☎0538-37-4809

FAX 0538-33-7715

ページ番号
1011699

罹り

被災証明書の申請

申請期限は災害発生日から6カ月以内です

「罹災証明書」、「被災証明書」とは

災害により被災した家屋などの被害程度や原因などを証明するものです。

「罹災証明書」は住家の被害程度を証明、「被災証明書」は住家以外の建造物や工作物（物置、カーポートなど）の被災事実を証明するものです。

これらの証明書は支援金の支給や義援金の配分、家屋の応急修理などの判断材料として活用されます。また、保険金や見舞金の請求、学校や会社からの災害給付金など各種支援の届け出にも活用されます。

申請方法

申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要な事項を記入の上、必要書類を添えて、直接または郵送（〒438-8650 国府台3-1）、電子申請で資産税課へ提出してください

い。罹災証明書については、必要に応じて現地調査を実施し、後日交付します。



▲罹災証明書



▲被災証明書

必要書類

- ・証明申請書（市ホームページからダウンロード可）
- ・被害の状況を確認できる写真
- ・修理費用の分かる見積書

申請期限

災害発生日から6カ月以内（厳守）

その他

火災による「罹災証明書」は、消防本部および消防署、分遣所で受け付けています。



令和6年度特別職・部局長

を紹介します



- (前列 右から)
- 自治市民部長 鈴木 賢司
 - 企画部長 真壁 宏昌
 - 危機管理監 市川 暁
 - 病院事業管理者 鈴木 昌八
 - 副市長 内野 昌美
 - 市長 草地 博昭
 - 教育長 山本 敏治
 - 総務部長 蘭田 欣也
 - 健康福祉部長 佐原 直美
 - こども部長 牧野 ひろみ
- (後列 右から)
- 財務担当部長 仲村 美帆子
 - 会計管理者 鈴木 利幸
 - 経済産業部長 鈴木 一洋
 - 建設部長 句坂 正勝
 - 建設部理事 岩崎 伸昭
 - 環境水道部長 西山 実
 - 教育部長 鈴木 壮一郎
 - 病院事務部長 栗田 恵子
 - 議事事務局長 富田 和孝
 - 危機戦略監 山下 愛仁
 - 消防長 高尾 正博

広報広聴・シティプロモーション課
(本庁舎2階)
☎0538-37-4827
FAX 0538-32-3946

ページ番号
1007776

「文芸磐田」 第50号発行記念

文化振興課
(かたりあ内)
☎0538-37-8550
FAX 0538-37-5056

川柳サロン・地元サラ川せんを開催

市では、市民の創作意欲を高め、文芸活動の発表の場とするため、市民から募集した作品をまとめた「文芸磐田」を昭和50年度から毎年発行し、今年度で第50号の発行を迎えます。

発行を記念し、「やすみりえ先生 川柳サロン」と「地元サラ川」を開催します。※今年度の「文芸磐田」の募集内容については、広報いわた3月号の18ページをご覧ください

やすみりえ先生 川柳サロン

叙情的な作風で幅広い世代から共感を得ている、やすみりえ先生の川柳サロンを開催します。

講話の後、参加者全員が川柳を作り、抜粋した句を先生が読み上げます。
日時／7月21日(日)午後2時～3時30分
場所／市民文化会館「かたりあ」スタジオR (リハーサル室)

参加費／無料
応募方法／6月1日(土)～21日(金)に電子申請または、市内公共施設で配布する専用応募用紙で文化振興課へ



▲電子申請



▲やすみりえ先生

川柳で地元を盛り上げよう！ 「地元サラ川」

「磐田あるある自慢」をテーマにした川柳を募集します。あなたの思う「磐田あるある」を五・七・五でサラッと表現してみてください。

募集時期／7月上旬予定

※応募方法など詳細は、後日掲載の市ホームページをご覧ください

※「地元サラ川」は磐田市と第一生命保険㈱との「連携と協力に関する協定」に基づき実施するものです

空き家・空き地の 雑草などについて

環境課
(西庁舎1階)

☎0538-37-2702

FAX 0538-37-5565

所有地の適正な管理をお願いします

空き家や空き地の雑草繁茂や樹木のはみ出しについて、市に多くの相談が寄せられています。所有地の適正な管理をお願いします。

土地所有者の方へお願い

- ・最低年2回、剪定や除草を行い、隣家や道路へはみ出しがないようにしてください
- ・定期的に除草などが困難な場合は、業者などへ依頼してください

- ・転居する場合は、転居後の連絡先と土地、建物の管理方法について、自治会または隣家へお伝えください

地域（自治会）の方へお願い

- ・土地や建物を残したまま転居する方がいる場合は、転居後の管理者と連絡先を聞いておきましょう
- ・雑草繁茂している土地について、所有者の連絡先が把握できている場合は、直接、除草などを依頼してください

市の対応

- ・所有者や所有者の所在が不明な場合は市で調べ、所有者へ除草などを依頼します。早期解決に努めますが時間を要する場合があります
- ・所有者に代わって市が除草などを行うことはできません

市の相談窓口

道路敷・水路敷の雑草など
道路河川課 管理グループ
☎37-48008

農地の雑草など
農林水産課 農地管理グループ
☎37-48013

市が管理する公園の雑草など
都市整備課 公園緑地グループ
☎37-48006

その他の雑草など
環境課 生活環境グループ
☎37-27002

令和5年度 上水道水質検査の報告

上下水道工事課
(福田支所2階)

☎0538-58-3281

FAX 0538-58-3271

定期的に水質検査を行っています

定期的な水質検査を行っています

市は、皆さんに安全で安心な水道水をお届けするため、定期的な水質検査を行っています。水質検査の実施にあたり、水源の特徴や安全性の確保、効率性など、多方面から検討した水質検査計画を策定しています。

「安心・安全で当たり前」を目標に、良質な水道水をお届けできるよう、今後も適切な水質管理に努めてまいります。

災害に備えて

- ・日頃から水道水をくみ置きしておきましょう
- ・浄水器を通した水は、保存に必要な塩素が取り除かれてしまいますので、直接水道の蛇口からくんでください
- ・できるだけ容器いっぱいまでくんで、空気に触れないようにしましょう
- ・くみ置きした水を飲むときは、コップなどの別の容器に移して飲みましょう

令和5年度 上水道水質検査結果

市内全ての検査箇所水質基準に適合しました

検査項目	基準値	検査結果
一般細菌	100 個 /m ℓ以下	0~1 個 /m ℓ以下
大腸菌	不検出	不検出
塩化物イオン	200mg/ ℓ以下	4.3~12 mg
有機物	3mg/ ℓ以下	0.2未満~0.5 mg/ ℓ
pH値	5.8~8.6	7.2~7.9
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	0.5未満
濁度	2度以下	0.1未満